仮称　おしろテラス

（公共空間を活用した賑わい創出事業）

イベント事業者募集について

１．目的

公園・広場を活用し、既存施設との相互融合を図りながら、中心市街地の活性化と回遊性・滞留性の向上に繋げることを目的に本事業を実施します。

２．応募・実施期間

・応募期間：令和４年５月１9日～６月３日

・実施期間：令和４年７月１日～７月３１日

　※実施時間（搬入搬出含む）については、イベント内容を精査する中で、決定します。

３．実施場所

舞鶴城公園南広場（県民会館跡地）

　※北側コンクリート及び砂利の部分については、使用できません。

４．応募条件

・目的に合っていること。

・公園利用者のレクリエーション利用に資するなど、公園の機能増進につながる内容であること。

・自らのアイデアを責任持って実施できる、15歳以上の個人・団体であること。

　　※18歳未満の個人・団体は20歳以上の方の同意書の提出をお願いします。

・原則、Eメールによる連絡が可能であること(運営者との連絡をEメールで行うため)。

・新型コロナウイルス対策ガイドラインに従い実施すること（誓約書を提出頂きます）。併せて、感染症対策の一環として、酒類の提供は不可。

・公序良俗に反する内容でないこと。

・暴力団又は暴力団員でないこと。

・暴力団関係者と密接な関係を有しない個人・団体であること。

・政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと。

・実施後はアンケートに協力すること。

５．応募方法

まちづくり甲府まで以下の申請書類を提出頂きます。

（１）提出方法：直接ご持参頂くか、FAX：055-233-2131、Eメール：bank@kofucci.or.jp

（２）申請書類：

①広場使用申込書

②事業概要

③事業レイアウト図

④誓約書

⑤乗り入れ車両確認書（搬入車両などがある場合）

※飲食を伴う出店をする方は、別途以下の届出を関係各所へ提出して頂きます。

①保健所への届出書

②消防への届出書（調理などで火器を使用する場合）

（３）申請書類の取得方法：

まちづくり甲府にて配布、まちづくり甲府のHP（https://www.genkinamachi-kofu.com/）

６．公園で禁止されている行為（山梨県都市公園条例より）

・公園施設の損傷又は汚損

・竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷

・土地の形質の変更

・鳥獣類の捕獲又は殺傷

・はり紙若しくははり札又は広告の表示

・ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為

・たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為

・立入禁止区域への立入り

・指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

７．広場手数料

（１）手数料

・営利事業：**5,000円+売上の10％**　　　・非営利事業：**5,000円**

　※占有面積の広いイベントについては、一部自己負担をお願いする場合があります。

（２）支払い方法

イベント終了後、指定の口座に振込みをお願いします。

・山梨中央銀行　柳町支店　普通　口座番号569142　名義：（同）まちづくり甲府

（３）キャンセル料

　申請後に事業実施をキャンセルした場合につきましては、原則キャンセル料として5,000円請求させていただきます。

８．申請～実施の流れ（申請から事業実施までに最低3週間ほどかかります）

（１）事前相談・空き状況の確認（広場使用者→運営者）

（２）申請（広場使用者→運営者）

（３）選考（運営者）

（４）実施内容の調整（運営者→山梨県：実施内容について事前相談）・・・約１週間

（５）使用者へ内定通知（使用不可の場合は落選通知）（運営者→広場使用者）

（６）山梨県へ許可申請・許可決定（運営者→山梨県）・・・約２週間（申請から許可まで）

（７）使用者へ許可の可否連絡（運営者→広場使用者）

（８）現地確認、実施時の注意事項説明（運営者・広場利用者）

（９）イベント等実施（広場利用者・（運営者））

（10）手数料の支払い（広場使用者→運営者）

９．実施当日の注意

（１）関係法令等の遵守

①広場使用の際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）及び都市公園法、都市公園条例を遵守してください。

②広場の占用許可以外に関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。

③飲食営業を実施する場合は、事前に実施内容を保健所（甲府市生活衛生薬務課）に相談してください。開催日の１４日前までに保健所へ必要書類を提出する必要があります。

④食中毒対策等のため、PL保険（生産物賠償保険）等の加入を推奨します。

⑤火気を使用する器具等を取り扱う場合は、事前に露店等の開設届出書を消防本部（予防課）へ提出してください。　また、火気使用に関して火気使用責任者の配置をお願いします。※記入例は消防本部WEBサイトをご確認ください。

（２）新型コロナウイルス対策

①山梨県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに従って実施してください。

②イベントの実施にあたり誓約書をご提出頂きます。

（３）搬入・搬出

①広場使用については、原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。

②広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は広場使用者の負担となります。

③搬入出の際は通行者の安全を最優先し、広場使用可能時間内で行ってください。

④広場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。

⑤床がタイル張りの広場に重量物を設置する場合は、コンパネ等で充分な養生をしてください。

⑥延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ広場の隅を這わせ、ケーブルプロテクター等で養生してください。

（４）設置物のウエイトについて

①のぼり、テント、ステージ等の設置物は、倒れないよう固定してください。

②ウエイトの貸出はありませんので、広場使用者でご用意ください。

（５）設営物・掲示物の管理

実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、広場使用者で行ってください。

（６）チラシ等の表示

広場使用に伴い、チラシ等を作成した場合には、広場にある看板に掲示させていただきます。また、電子データをご提供いただける場合は、まちづくり甲府のHP・SNSにて、広報させて頂きます。

（７）衛生管理

①床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。

②使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。

③発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

④施設の破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。

（８）広場使用者の責任

広場使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は広場使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

（９）周辺環境に関する配慮

①実施内容に対する苦情は、誠意をもって、広場使用者にて対応してください。

②運営者に連絡がきた苦情についても、広場使用者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を運営者にご報告ください。

③通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、イベントを中止していただく場合があります。

④広場は公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（10）駐車場

広場使用者、来場者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

※交通マナーを遵守してください。路上駐車、迷惑駐車などは厳禁です。

（11）会場デザインルール

①シートをご利用の場合は、景観に配慮することとし、来街者から見える範囲でブルーシートを使用しようとする場合は、運営者へご相談下さい。

②販売行為などを行う場合は、原則、シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。

③実施当日にのぼり・看板を設置予定の場合は、事前に運営者へご相談ください。本数などを制限する場合があります。

（12）その他

①実施期間中は、公園内タイルの北側でキッチンカーが出店をしている可能性がありますので、ご承知おきください。

②実施当日は運営者の指示に従ってください。

③本要項の記載事項や当日の運営者の指示に従わない、また実施イベントがプロジェクトの趣旨にそぐわない内容であると判断された場合、使用をお断りする場合がございます。

④その他定めのない事項に関しては、運営者と協議の上、善良に対処してください。

１０．実施後

（１）実施後は、今後の広場の活用促進のため、アンケートにご協力をお願いします。

（２）記録のため、実施の様子がわかる写真の提供をお願いします。

１１．運営者（お問合せ先）

　LLCまちづくり甲府（申込・連絡窓口）：055-233-2260　Email：bank@kofucci.or.jp